

上峰町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (H31年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) H29年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
H30年度	9,558	14,276,438	223,862	697,247	4.88	4.26

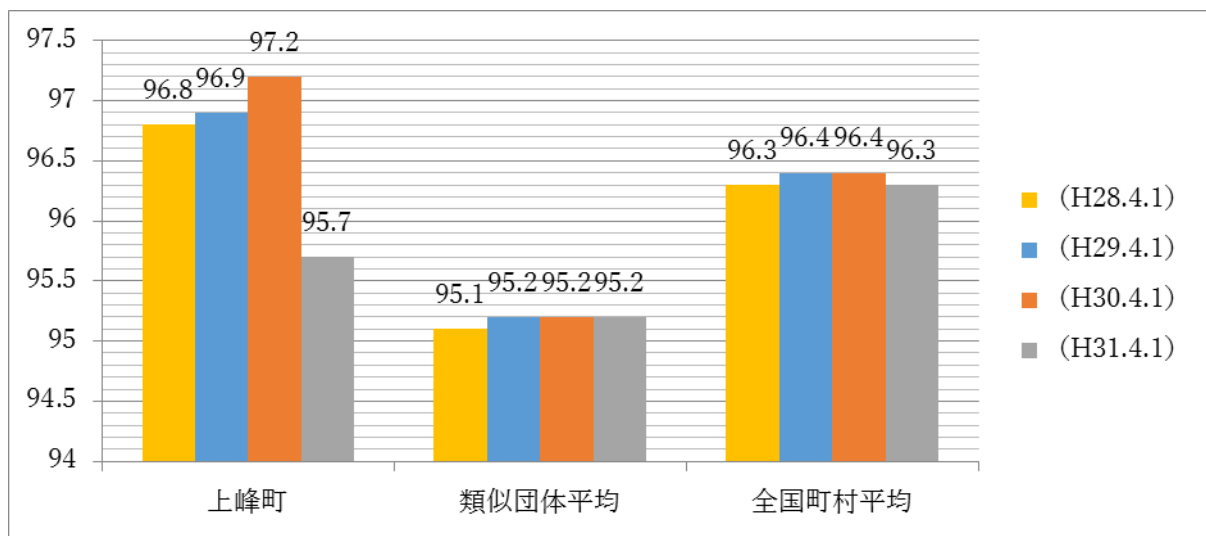
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
		千円	千円	千円	千円
H30年度	81人	274,048	36,840	103,434	414,322

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円	千円
5,155	5,554

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 （補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基

づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※平成31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、
②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況

本町は、人事委員会を設置していないので省略します。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

給料表の見直し	実施
給料表の改正時期	平成28年4月1日
使用する給料表	佐賀県人事委員会勧告による給料表
内容	一般行政職の給料表について、県の見直し内容を踏まえ改定
高年齢層の減額措置	55歳超えかつ6級の職員の1.5%減額はH28年度末に廃止
俸給表改定激変緩和措置	平成27年3月31日現在の給料額を経過措置として2年実施
他の給料表の取り扱い	他の給料表は、一般行政職との均衡を踏まえ実施

② 地域手当の見直し

地域手当での支給なし

③ その他の見直し内容

管理職特別勤務手当は、国と同様に見直しを平成27年4月1日実施。

単身赴任手当の支給なし。

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成31年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
上峰町	39.3歳	272,883円	316,921円	292,441円
佐賀県	42.1歳	324,361円	394,585円	349,596円
国	43.4歳	329,433円	—	411,123円
類似団体	41.7歳	300,128円	350,875円	326,221円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢(歳)	職員数(人)	平均給料月額(円)	平均給与月額(A)(円)	平均給与月額(国ベース)(円)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)(円)	A/B
上峰町	55.4	4	305,225	322,057	308,475	—	—	—	—
うち用務員	59.1	2	280,400	301,505	286,900	用務員	55.6	211,600	142.49%
佐賀県	54.4	91	323,053	365,483	335,688	—	—	—	—
国	50.9	2,431	287,312	—	329,380	—	—	—	—
類似団体	50.0	5	271,571	300,765	283,659	—	—	—	—
区 分	参 考								
	年収ベース(試算値)の比較								
		公務員(C)	民間(D)	C/D					
上峰町	—								
うち用務員	5,277,679円	2,883,400円	183.04%						

- (注) 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成27年～29年の3ヶ年平均)
- (注) 技能労務書の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態の点において完全に一致しているものではない。
- (注) 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況(平成31年4月1日現在)

区 分		上峰町	佐賀県	国
一般行政職	大学卒	171,500円	182,300円	180,700円
	高校卒	149,600円	149,600円	148,600円
技能労務職	高校卒	156,700円	147,000円	—
	中学卒	—	138,800円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成31年4月1日現在)

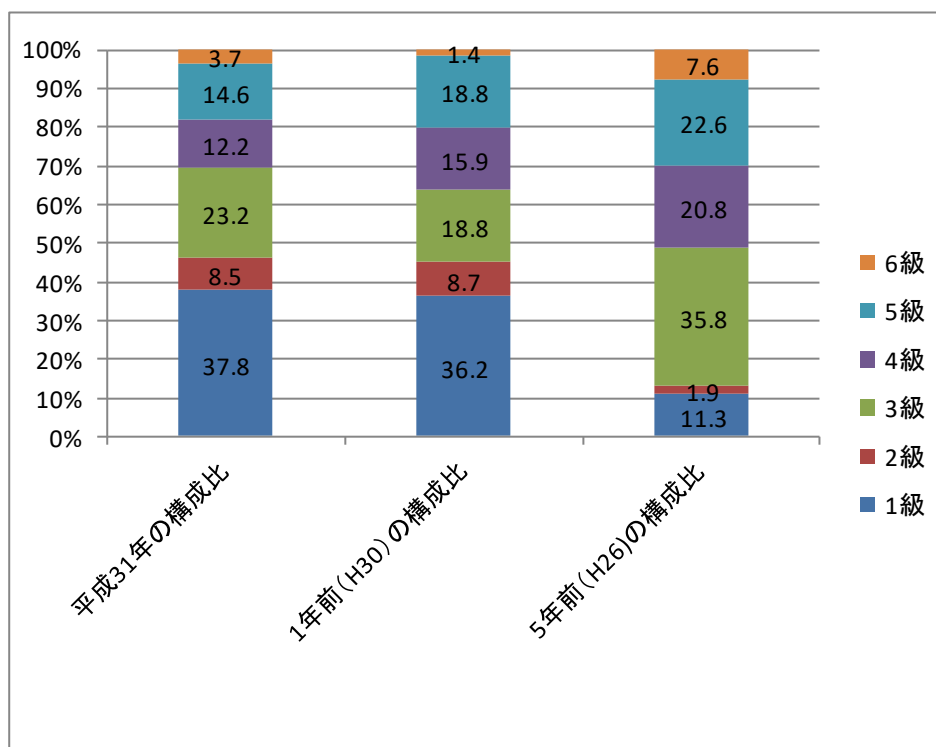
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	248,300円	317,100円	368,100円	382,000円
	高校卒	214,400円	290,600円	323,500円	375,300円
技能労務職	高校卒	229,400円	277,100円	303,800円	318,400円
	中学卒	円	円	円	円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成31年4月1日現在）

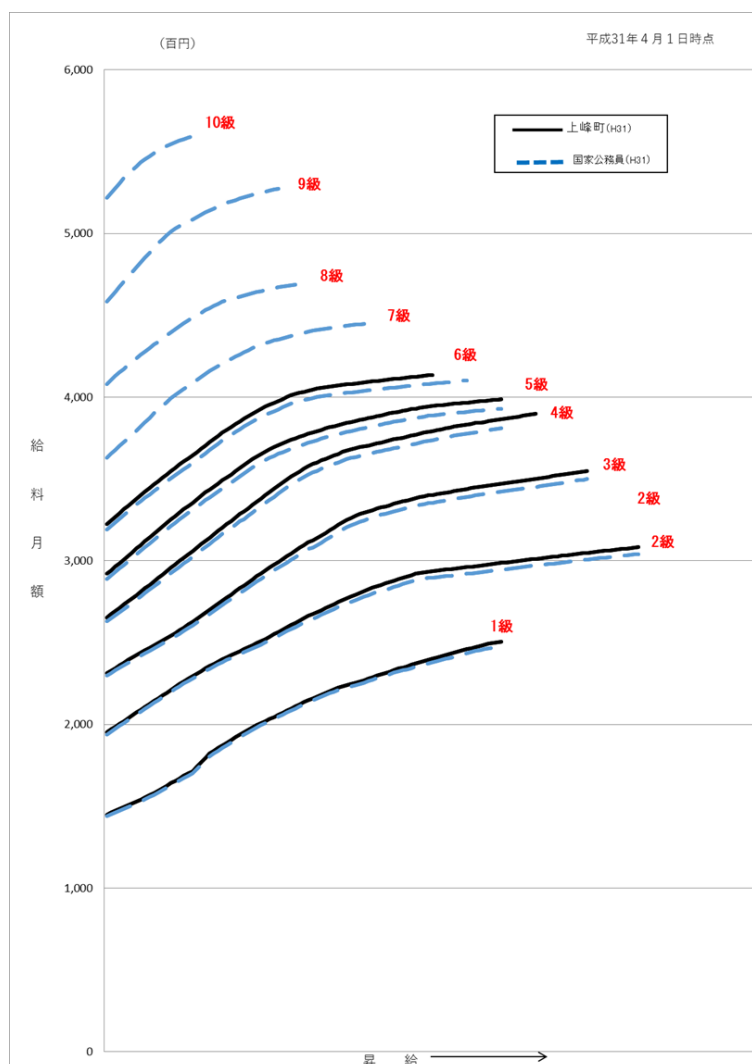
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
○6級	・高度な知識、経験を有する課長の職務	3人	3.7%	322,400円	413,500円
○5級	・課長の職務 ・課長に相当する特に困難な職務を所掌する副課長の職務	12人	14.6%	292,100円	398,700円
○4級	・困難な職務を所掌する副課長の職務 ・特に困難な職務を担当する係長及び主幹の職務	10人	12.2%	265,400円	389,800円
○3級	・困難な職務を担当する係長の職務 ・主幹の職務 ・係長の職務 ・主査の職務	19人	23.2%	231,400円	355,000円
○2級	・主任の職務	7人	8.5%	195,400円	308,400円
○1級	・主事の職務 ・主事補の職務	31人	37.8%	145,000円	250,600円

- (注) 1 上峰町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成31年4月1日現在）



(2) 昇給への人事評価の活用状況（上峰町）

平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	イ. 人事評価を活用している			
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和3年度		令和3年度	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

上峰町	佐賀県	国
1人当たり平均支給額(H30年度) 1,266千円	1人当たり平均支給額(H30年度) 1,679千円	—
(H30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.85月分 (1.45)月分 (0.9)月分	(H30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.85月分 (1.45)月分 (0.9)月分	(H30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.85月分 (1.45)月分 (0.9)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3級:5% 4・5・6級:10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（上峰町）

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和3年度		令和3年度	

(2) 退職手当（平成31年4月1日現在）

上峰町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.70900月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.70900月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置(2~20%))			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置(2~45%))		
1人当たり平均支給額	—千円	20,532千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

地域手当の支給なし

(4) 特殊勤務手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成30年度決算）		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度）		0.0%		
手当の種類（手当数）		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成30年度決算）	左記職員に対する 支給単価
感染症防疫 作業手当	右記業務に従事 した職員	感染症防疫作業	0千円	日額1,000円
行旅病人又 は行旅死亡 人取扱手当	右記業務に従事 した職員	行旅病人若しくは 行旅死亡人の身元 の確認、現場検査立 会、収容作業等	0千円	行旅病人取扱手当 1件2,000円 行旅死亡人取扱手当 1件2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	15,611千円
職員1人当たり平均支給額（平成30年度決算）	237千円
支給実績（平成29年度決算）	12,722千円
職員1人当たり平均支給額（平成29年度決算）	205千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成30年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の 制度 との 異同	国の制度 と異なる 内容	支給 実績 （平 成30 年度 決算）	支給職員 1人当 たり 平均支給 年額 （平成30 年度決算）
扶養手当	配偶者 6,500円 扶養親族1人につき 10,000円 (16歳から22歳までの子 1人につき 5,000円加算)	同じ		6,600 千円	219,993円
住居手当	持家 支給なし 借家・借間（支給限度額） 27,000円	異なる	支給限度 額が少額	6,062 千円	275,544円
通勤手当	交通機関利用者（支給限度額） 55,000円 自家用車等利用者（距離に応じて）2,000円～24,500円 (通勤距離片道2km未満は支給なし)	異なる	支給額 が少額	1,865 千円	38,848円
管理職手 当	課長級 35,000円 副課長級 20,000円	異なる	定額制	7,620 千円	346,364円

5 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	709,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 850,000円/366,000円	
	副 町 長	589,000円	710,000円/490,000円	
報 酬	議 長	329,000円	360,000円/205,000円	
	副 議 長	266,000円	320,000円/175,000円	
	議 員	246,000円	300,000円/155,000円	
期 末 手 当	町 副 町 長 長	(平成30年度支給割合) 3.35月分		
	議 副 議 長 長 員	(平成30年度支給割合) 3.35月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	給料月額×在職1年につき×支給率(500/100)	14,180,000円	任期毎に支給
	備 考	給料月額×在職1年につき×支給率(294/100)	6,926,640円	任期毎に支給

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

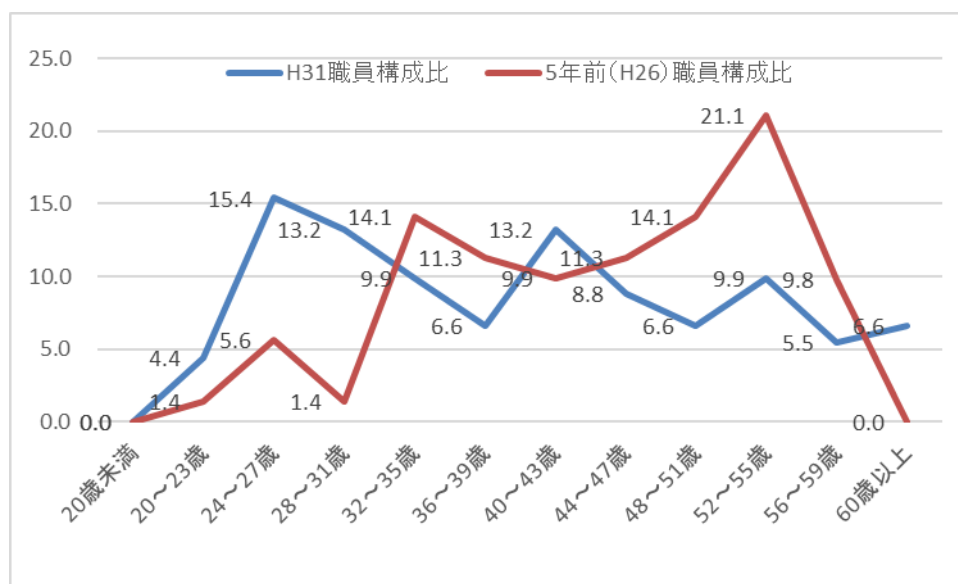
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			平成31年	平成30年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	業務内容の充実
		総務	28	27	1	
		税務	7	7	0	
		民生	11	11	0	
衛生		8	8	0		
農林産水土木		5	5	0		
	計	67	65	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 70.10人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 112.59人)	
	教育部門	17	16	1	業務増	
	小計	84	81	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 84.45人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 135.64人)	
公営企業部門等	下水道その他	1	1	0		
	小計	7	7	0		
合計			91 [91]	88 [91]	3	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成31年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以上	計
職員数	0 人	4 人	14 人	12 人	9 人	6 人	12 人	8 人	6 人	9 人	5 人	6 人	91 人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	過去 5 年間 の増減数(率)
一般行政	51	53	54	59	65	67	16(31.4%)
教育	16	14	13	16	16	17	1(6.3%)
消防	—	—	—	—	—	—	—(-%)
普通会計計	67	67	67	75	81	84	17(25.4%)
公営企業等会計計	5	5	6	6	7	7	2(40.0%)
総合計	72	72	73	81	88	91	19(26.4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) H29年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
H30年度	202,812	8,272	0	0	0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
H30年度	1 人	千円 4,272	千円 525	千円 1,762	千円 6,559	千円 6,559	千円 6,113

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成 31 年 3 月 31 日現在の人数である。

イ 特記事項

特になし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成31年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
上峰町	44.0歳	370,000円	546,561円
団体平均	43.0歳	337,379円	508,852円
事業者	一歳		一円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

上峰町	上峰町（一般行政職）
1人あたり平均支給額（平成30年度） 1,762千円	1人あたり平均支給額（平成30年度） 1,251円
（平成30年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分 (0.9)月分	（平成30年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分 (0.9)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3級：5% 4・5・6級：10%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3級：5% 4・5・6級：10%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成31年4月1日現在）

上峰町			上峰町（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
（退職時特別昇給 なし）			（退職時特別昇給 なし）		
1人あたり平均支給額	一円	一円	1人あたり平均支給額	一千円	21,581千円

(注) 退職手当の1人あたり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成31年4月1日現在）

地域手当の支給なし

エ 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）			0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）			0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成29年度）			0.0%	
手当の種類（手当数）			2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成29年度決算）	左記職員に対する 支給単価
感染症防疫 作業手当	右記業務に従事 した職員	感染症防疫作業	0千円	日額1,000円
行旅病人又 は行旅死亡 人取扱手当	右記業務に従事 した職員	行旅病人若しくは 行旅死亡人の身元 の確認、現場検査立 会、収容作業等	0千円	行旅病人取扱手当 1件2,000円 行旅死亡人取扱手当 1件2,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度）	261千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	261千円
支給実績（平成29年度）	289千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	289千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価 (月額)	一般職の 制度との 異動	一般職の 制度と異 なる内容	支給実績 (平成30 年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成30年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円	同じ	—	120千円	120,000円
	扶養親族1人につき 10,000円				
	(16歳から22歳までの子 1人につき 5,000円加算)				
住居手当	持家 支給なし	同じ	—	0千円	0円
	借家・借間（支給限度額） 27,000円				
通勤手当	交通機関利用者（支給限度額） 55,000円	同じ	—	24千円	24,000円
	自家用車等利用者（距離に応じて）2000円～24,500円 （通勤距離片道2km未満は支給なし）				
管理職手当	課長級 35,000円	同じ	—	0千円	0円
	副課長級 20,000円				